

○ドライクリーニングを営む工場に対する用途規制は、以下のとおり。

- ・引火性溶剤を用いる場合は、工業系用途地域のみ立地可能、
- ・引火性溶剤を用いない場合は、作業場の床面積の規模に応じて立地制限

○ただし、特定行政庁が、個別に、当該用途地域における環境を害するおそれがない等と認めて許可した場合には立地可能

		住居第一種低層 専用地域	住居第二種低層 専用地域	住居第一種中高層 専用地域	住居第二種中高層 専用地域	住居第一種 地域	住居第二種 地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
上記以外の ドライクリーニング を営む工場	原動機を使用する工場 で、作業場の床面積の 合計が50㎡以下の工場	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□
	原動機を使用する工場 で、作業場の床面積の 合計が150㎡以下の工場	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□
	原動機を使用する工場 で、作業場の床面積の 合計が150㎡を超える工場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□

□ 建築できる用途

■ 建築できない用途

※この他、一定量以上の危険物の貯蔵又は処理に供する施設については、別途立地を制限。